

令和2年第3回(5月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和2年5月1日(金)

---

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	総務課長	浅野辰夫君
財政課長	熊谷有司君	税務課長	小野純一君
町民課長	千葉昭君	保健福祉課長	鎌田光一君
農政商工課長	高橋優君	学校教育課長	菅野直人君

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁舎内待機とした者は、次のとおりである。

参事(特命担当)	千葉伸吾君	まちづくり政策課長	伊藤義継君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	片倉剛君
社会教育課長	千葉恭啓君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

---

議事日程第1号

令和2年5月1日（金曜日） 午前10時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第8 議案第39号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第1号）
- 

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

---

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回大郷町議会臨時会を開会いたします。

ここで一言申し上げておきます。国の新型コロナウイルス緊急事態宣言を踏まえ、議会におきましても、過般の議員全員協議会で決定したとおり、「大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組み」を実施いたします。議員並びに執行部各位、傍聴人の方々におかれましては、その趣旨を御理解のうえ、御協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和2年第3回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

中国に端を発しました新型コロナウイルスにつきましては、依然、世

界各国へと感染が拡大しており、我が国においても、総感染者数が1万5,000人に迫る勢いでございます。「特措法」に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令しているなか、まさに、国民が一丸となって、感染拡大の防止に取り組んでいるところであります。

本町では、役場内に設置した新型コロナウイルス対策本部を中心として、国や県との連携を強化しながら、感染予防対策や町民の生活安定のための取り組みを力強く行っているところであります。幸い、本町では、今現在、感染者が発生してはおりませんが、近隣市町村にまで感染拡大が及んでおりますので、今後も、緊張感を持って業務にあたってまいりたいと考えております。

このような中、過日、大郷地区建設災害防止協議会から、マスク1万枚を御寄附いただきました。建設災害防止協議会には、昨年の台風19号災害の応急復旧作業に、多大なる御尽力をいただいているところであります。更に今回は、このように、貴重な予防用マスクを御寄附いただきましたことに対し、この場をお借りして、心より感謝と御礼を申し上げる次第であります。早速、町民の感染予防を図るため、町の保有マスクとあわせて、計1万4,000枚を、各行政区長を通して、町内全世帯に配付いたしましたところ、このことにつきましては、NHKのニュースでも取り上げていただきましたところ大変各地からいろんな形で、本町の対応について高い評価をいただいたところであります。また、上郷地区のサークル「まつば会」から、新小学生のために、ひと針ひと針丁寧に縫い上げた手づくりマスクを寄贈いただきました。今後、町シルバー人材センターや町内企業などからも、同様に、御寄附の申し出がございまして、支援の輪が各方面から広がっていることも、申し添えておきたいと思っております。

さて、本日は、介護保険条例の一部改正など、5件の専決処分の承認を御提案申し上げます。一般会計補正予算については、新型コロナウイルス対策関連の歳入・歳出予算であり、全町民に対して一律10万円を支給する特別定額給付金事業のほか、中小企業の事業者に対する協力金を予算措置してございます。また、子育て世代への生活支援としての児童手当の上乗せ支給、そして、学校再開に向けたスクールバス臨時増便に要する経費などを計上してございます。

以上、専決処分、補正予算の計6議案を御提案申し上げますので、慎重審議のうえ、全議案を御可決賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により11番石垣正博議員及び12番千葉勇治議員を指名いたします。

---

---

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

---

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求むることについて

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求むることについて

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求むることについて

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求むることについて

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求むることについて

議長（石川良彦君） 日程第3 承認第1号「専決処分の承認を求むることについて」、日程第4 承認第2号「専決処分の承認を求むることについて」、日程第5 承認第3号「専決処分の承認を求むることについて」、日程第6 承認第4号「専決処分の承認を求むることについて」、日程第7 承認第5号「専決処分の承認を求むることについて」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。まず、承認第1号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、承認第1号について御説明申し上げます。議案書1ページをお開き願ひます。

承認第1号 専決処分の承認を求むることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によつて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告

し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

大郷町長 田 中 学

2ページをお開き願います。専決処分書でございます。

専決第1号

#### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記事件を専決処分する。

#### 記

大郷町介護保険条例の一部を改正する条例

令和2年3月31日 専決

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、介護保険法施行令及び政令の一部改正が令和2年3月30日公布され、令和2年4月1日から施行することとされたため、条例の一部を改正し専決処分したものでございます。

内容としては、低所得者の保険料軽減強化について、令和元年10月の消費税率10%引き上げに伴い実施することとされ、令和元年度において、完全実施までの2分の1の減額幅の基準と定めていたところです。今般、令和2年度からの消費税率10%引き上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施することとなるため、当該減額にかかる基準を定めるものでございます。

3ページ別紙にて改正内容について御説明いたします。

第2条第1項では、年号改元による文言の整理、同条第2項については、第1段階の第1号被保険者の令和2年度に係る減額賦課を2万2,320円に改め、同条第3項第4項については、第2段階、第3段階の第1号被保険者の令和2年度に係る減額賦課をそれぞれ3万7,200円、5万2,080円としたものでございます。

なお、附則としまして施行期日は令和2年4月1日から施行するものとし、経過措置として改正後の大郷町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

承認第1号につきましてはの説明は以上でございます。内容について御理解いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、承認第1号について説明を終わります。

次に、承認第2号及び承認第3号、承認第4号、承認第5号について説明を求めます。税務課長。

税務課長（小野純一君） それでは、承認第2号の提案理由を御説明いたします。議案書の4ページをお開きください。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月1日 提出

大郷町長 田 中 学

5ページをお開き願います。

専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記事件を専決処分する。

記

大郷町税条例等の一部を改正する条例

令和2年3月31日専決

大郷町長 田 中 学

今回御承認をお願いします、大郷町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に国会で可決成立し、同日公布、原則4月1日から施行されたことを受けまして、令和2年度課税に支障を来さないよう、専決処分により対応したものでございます。また、関連いたします条例の一部改正につきましては、総務省より一部改正の準則が示されておりまして、引用条項及び文言の見直し等その準則に則って、今回の一部改正の専決処分をさせていただいたところでございます。法の一部改正によります、施行期日の関係から、本条例においては3つの条に分けた形での改正となり、主な改正点としましては、ひとり親に対する租税措置、寡婦控除額の見直し及び人的非課税措置の見直し、固定資産税の所有者不明土地等にならないよう、相続人等の申告の制度化並びに使用者を所有者とみなす制度の拡大、地方たばこ税の課税見直しなどの改正となるものです。また、その他の改正

として、地方税法、法人税法等上位法の改正に伴う引用条項並びに文言等の改正となっております。

それでは改正の内容を御説明いたします。6ページの別紙をごらんください。

改正条例は、3条から構成されており、第1条については、大郷町税条例の一部改正でございます。

条文ごとに御説明いたします。

第10条につきましては、控除対象範囲の拡大により、寡夫を含めひとり親へ改正を行ったものでございます。第16条の2につきましては、第10条の改正に伴い、所要の規定の整備をしたものです。第18条の2につきましては、町民税の申告について改正するものでございまして、申告様式の文言の整備をしたものです。第18条の3の2及び第18条の3の3につきましては、個人住民税の非課税措置の拡大に伴い、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書にひとり親の記載、引用条項を改正するものでございます。第29条につきましては、租税特別措置法の改正に伴い、引用条項の整備をしたものです。6ページから7ページにかけては、第33条につきましては、第2号の文言の整備、所有者不明土地等に係る制度の拡大で、第4号であらかじめ通知する文言を追加し、第4号以降、1号ずつ繰り下げ、第5号で、定められた方法により探索を行ってもなお、所有者が不明な場合に、使用者を所有者とみなす規定を追加し、あわせて、文言の整備をしたものです。第40条及び第40条の2につきましては、法改正に伴い、引用条項の整備をしたものです。第53条の3につきましては、第33条の改正に伴い、固定資産税の賦課徴収に関し必要となる、現所有者の氏名等の申告を新設で規定するものです。8ページをお開き願います。第54条につきましては、法改正に伴い、引用条項と文言の整備をしたものです。第73条につきましては、軽量の葉巻たばこの課税見直しで、葉巻たばこの換算について規定の整備をしたものです。第75条、第77条及び第106条につきましては、法改正に伴い、引用条項と文言の整備をしたものです。次に8ページの一番下、附則の改正でございます。附則第3条の2につきましては、租税特別措置法の改正により、延滞金の割合等の特例に係る所要の規定の整備をしたものです。続きまして9ページ上から11行目になります。附則第3条の3につきましては、租税特別措置法の改正により、納期限の延長に係る延滞金の特例に係る所要の規定の整備をしたものです。附則第4条及び附則第5条の3の2につきましては、元号改

正による文言の整備です。附則第 6 条につきましては、法改正による 3 年間の期限延長による規定整備です。附則第 8 条の 2 につきましては、わがまち特例における固定資産税の特例措置の条例で定める割合の条項の改正に伴い、引用条項の改正を行うものでございます。附則第 8 条の 2 以降、11 ページの附則第 22 条までにつきましては、元号改正による文言の整備をしたものでございます。続きまして、12 ページをお開き願います。第 2 条による改正でございます。第 2 条関係の改正につきましては、先ほど第 1 条で改正された延滞金等に係る特例の改正、租税特別措置法の改正により、引用条項と文言の整備を行うものでございます。14 ページをお開き願います。上から 10 行目、第 73 条につきましては、先ほど第 1 条で改正された、たばこ税の見直しに係る規定の整備でございます。次に、第 3 条による改正でございます。第 3 条関係の改正につきましては、平成 31 年改正条例の一部を改正するものでございまして、元号改正による文言の整備をしたものでございます。続きまして、15 ページの改正条例の附則でございます。第 1 条は、施行期日について規定しており、改正条例は原則令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。ただし、各号に掲げる規定につきましては、それぞれ定める日からの施行となります。16 ページをお開き願います。第 2 条につきましては、延滞金に関する経過措置にかかる規定でございまして、各条項に基づき適用するものでございます。同じく 16 ページの第 3 条につきましては、町民税に関する経過措置にかかる規定でございまして、各条項に基づき適用するものでございます。続きまして、18 ページをお開き願います。第 4 条につきましては、固定資産税に関する経過措置にかかる規定でございまして、各条項に基づき適用するものでございます。同じく 18 ページの下から 5 行目、第 5 条及び第 6 条につきましては、たばこ税に関する経過措置にかかる規定でございまして、各条項に基づき適用するものでございます。次に 19 ページ、第 7 条につきましては、平成 27 年改正条例の一部を改正するものでございまして、元号改正による文言の整備をしたものでございます。第 8 条及び第 9 条につきましては、平成 29 年改正条例の一部を改正するものでございまして、元号改正による文言の整備をしたものでございます。第 10 条につきましては、平成 30 年改正条例の一部を改正するものでございまして、元号改正による文言の整備をしたものでございます。

続きまして、承認第 3 号の提案理由を御説明いたします。

議案書の 21 ページをお開き願います。

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 日 提出

大郷町長 田 中 学

22 ページをごらんください。

専決第 3 号

専決処分書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事件を専決処分する。

記

大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 2 年 3 月 31 日 専決

大郷町長 田 中 学

今回御承認をお願いします、大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、承認第 2 号の税条例等の一部改正と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が 3 月 31 日に国会で可決成立し、同日公布、4 月 1 日から施行されたことを受けまして、令和 2 年度課税に支障を来さないよう、専決処分により対応したものでございます。今回の改正の主な内容としましては、負担能力に応じた負担をいただき、国民健康保険事業の安定した運営に要する費用に充てるため、基礎課税額・所得割率・均等割額を、それぞれ引き上げ、平等割額の引き下げ、低所得者に対する軽減判定所得基準額の改正でございます。

23 ページの別紙をごらんください。

大郷町国民健康保険税条例(昭和 30 年大郷町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。第 2 条につきましては、課税額の算定内容についての規定で、第 2 項ただし書き部分の、医療分に係る基礎課税額の限度額を 61 万円から 63 万円、第 4 項ただし書き部分の、介護分に係る基礎課税額の限度額を 16 万円から 17 万円に改正するものでございます。第 3 条につきましては、被保険者の所得割額に係る税率、100 分の 4.9 を 100 分の 6.2 に改めるものです。第 5 条につきましては、被保険者の均等割額、1 万 9,100 円を 2 万 3,000 円に改めるものです。第 5 条の 2 に

つきましては、世帯別平等割額を第1号で、一般世帯の一世帯当たり1万8,100円を1万7,000円に、第2号で、特定世帯について、9,050円を8,500円に、第3号で、特定継続世帯について、1万3,575円を1万2,750円にそれぞれ改めるものです。なお、特定世帯とは、国民健康保険加入者が、後期高齢者医療制度へ移行したことにより、1人だけが国保世帯に残った世帯のことで、資格を喪失した日の属する月を「特定月」といいますが、以後5年を経過する月までにある世帯をいいます。特定継続世帯とは、特定世帯として5年を経過する翌月から引き続き8年を経過するまでの期間にある世帯をいいます。第6条につきましては、被保険者の後期高齢者支援金等の所得割額に係る税率、100分の1.9を100分の2.2に改めるものです。第7条の2につきましては、被保険者の後期高齢者支援金等の均等割額を、被保険者一人当たり8,300円を8,500円に改めるものです。第7条の3につきましては、被保険者の後期高齢者支援金等の世帯別平等割額を、第1号で、一般世帯の一世帯当たり6,700円を6,000円に、第2号で、特定世帯、3,350円を3,000円に第3号で、特定継続世帯、5,025円を4,500円にそれぞれ改めるものです。第8条につきましては、介護納付金課税被保険者の所得割額に係る税率、100分の1.7を100分の2.0に改めるものです。第9条の2につきましては、介護納付金課税被保険者の均等割額を、被保険者一人当たり9,000円を9,300円に改めるものです。第9条の3につきましては、介護納付金課税被保険者の世帯別平等割額を、一世帯当たり5,000円を4,700円に改めるものです。第23条につきましては、低所得者に対する国民健康保険税の減額措置について規定しているもので、第1項につきましては、第2条の改正に合わせた課税限度額、医療分61万円から63万円、介護分16万円から17万円の改正と、算定税額から減額する金額について、医療分は、第5条及び第5条の2、後期高齢者支援分は、第7条の2及び第7条の3、介護分は、第9条の2及び第9条の3で規定する金額の、それぞれ7割・5割・2割の金額に改正するものです。23ページ下から3行目の後方、同条第1号は7割減額について規定しており、同条第1号アは、医療分の均等割額1万3,370円を1万6,100円に、同号イ（ア）で医療分の平等割額の一般世帯1万2,670円から1万1,900円に、（イ）で特定世帯6,335円から、24ページをお開きください。特定世帯6,335円から、5,950円に、（ウ）で特定継続世帯9,502円から8,925円に改正するものです。同号ウの後期高齢者支援分の均等割額は、1人当たり5,810円から5,950円に、同号エ（ア）で後期高齢者支援分の平

等割額の一般世帯 4,690 円から 4,200 円に、(イ) で特定世帯 2,345 円から 2,100 円に、(ウ) で特定継続世帯 3,517 円から 3,150 円に、同号オで介護分の均等割額 6,300 円から 6,510 円に、同号カで介護分の平等割額 3,500 円から 3,290 円に改正するものです。次に、24 ページ 7 行目の中ほど、同条第 2 号は 5 割軽減について規定しており、5 割軽減世帯の軽減判定所得の算定の際に用いる基礎金額を 28 万円から 28 万 5,000 円に引き上げるものでございます。同号アで、医療分の均等割額の一般世帯 9,550 円から 11,500 円に、同号イ (ア) で医療分の平等割額の一般世帯 9,050 円から 8,500 円に、(イ) で特定世帯 4,525 円から 4,250 円に、(ウ) で特定継続世帯 6,787 円から 6,375 円に改正するものです。同号ウの後期高齢者支援分の均等割額は、一人当たり 4,150 円から 4,250 円に、同号エ (ア) で後期高齢者支援分の平等割額の、一般世帯 3,350 円から 3,000 円に、(イ) で特定世帯 1,675 円から 1,500 円に、(ウ) で特定継続世帯 2,512 円から 2,250 円に、同号オで介護分の均等割額 4,500 円を 4,650 円に、同号カで介護分の平等割額 2,500 円を 2,350 円に改正するものです。次に、同条第 3 号は 2 割軽減について規定しており、2 割軽減世帯の軽減判定所得の算定の際に用いる基礎金額を 51 万円から 52 万円に引き上げるものでございます。同号アで、医療分の均等割額の一般世帯 3,820 円から 4,600 円に、同号イ (ア) で医療分の平等割額の一般世帯 3,620 円から 3,400 円に、(イ) で特定世帯 1,810 円から 1,700 円に、(ウ) で特定継続世帯 2,715 円から 2,550 円に改正するものです。同号ウの後期高齢者支援分の均等割額は、一人当たり 1,660 円から 1,700 円に、同号エ (ア) で後期高齢者支援分の平等割額の、一般世帯 1,340 円から 1,200 円に、(イ) で特定世帯 670 円から 600 円に、(ウ) で特定継続世帯 1,005 円から 900 円に、同号オで介護分の均等割額 1,800 円を 1,860 円に、同号カで介護分の平等割額 1,000 円を 940 円に改正するものです。次に 24 ページの一番下、附則の改正でございます。租税特別措置法の改正により、引用条項の改正を行うものでございます。次に 25 ページをお開きください。改正条例附則でございます。第 1 条では施行期日を令和 2 年 4 月 1 日からとし、第 2 条で、改正後の条例は、令和 2 年度以後の国民健康保険税に適用するものでございます。

つづきまして、承認第 4 号の提案理由を御説明いたします。議案書の 26 ページをお開き願います。

#### 承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 日 提出

大郷町長 田 中 学

27 ページをごらんください。

専決第 4 号

#### 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により下記事件を専決処分する。

#### 記

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

令和 2 年 3 月 31 日専決

大郷町長 田 中 学

今回御承認をお願いします、条例の一部改正につきましては、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、3 月 31 日公布、4 月 1 日施行されたことにより、条例で規定している認定の日の期日を延長するための改正で、省令の施行日である 4 月 1 日の施行とするため専決処分を行ったものでございます。

28 ページの別紙をお開き願います。

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年大郷町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。不均一課税に関して規定している第 2 条につきまして、現行の平成 32 年 3 月 31 日までを令和 4 年 3 月 31 日までに改正するものでございます。改正によりまして、令和 4 年 3 月 31 日までに基本計画の認定が行われ、認定の日から 2 年以内に対象施設を設置した事業者に対して、3 年間固定資産税を不均一課税することができることとなります。

続きまして、承認第 5 号の提案理由を御説明いたします。議案書の 29 ページをお開き願います。

承認第 5 号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、

承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 日 提出

大郷町長 田 中 学

30 ページをごらんください。

専決第 5 号

#### 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により下記事件を専決処分する。

#### 記

令和元年台風第 19 号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例

令和 2 年 3 月 31 日専決

大郷町長 田 中 学

今回御承認をお願いします、条例の一部改正につきましては、令和元年台風第 19 号による災害被害者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金免除期間が 9 月末まで延長されたことに伴い、令和 2 年度分の国民健康保険税額のうち 4 月分から 9 月分に相当する月割算定額を減免するものです。31 ページの別紙をごらんください。令和元年台風第 19 号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例（令和元年大郷町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。国民健康保険税の減免に関して規定している第 4 条につきましては、第 1 項で令和元年度分を令和 2 年度分に、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額（特別徴収される国民健康保険税額については、災害の発生日以後に特別徴収される税額とする。以下同じ。）」を 4 月分から 9 月分までに相当する月割算定額（特別徴収の場合については、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）に改め、同条第 2 項で、平成 30 年中を令和元年中に、令和元年度分を令和 2 年度分に、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額を 4 月分から 9 月分までに相当する月割算定額に改正するものでございます。第 5 条につきましては、申請期限を令和 2 年 3 月 31 日を令和 2 年 9 月 30 日に改正するものでございます。次に改正条例附則でございます。第 1 条では施行期日を令和 2 年 4 月 1 日からとし、第 2 条で、国民健康保険税に係る経過措置にかかる規定でございまして、各条項に基づき適用するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

内容につきまして御理解いただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、承認第2号及び承認第3号、承認第4号、承認第5号について説明を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時といたします。

午 前 10時47分 休 憩

午 前 11時00分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の改正によりまして、財源的にどのくらい減額になるのか、また、令和2年度の予算が先日可決されたばかりでございますが、令和2年度の事業について、財政的な問題で支障を来すようなことはないのかその辺についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） はい、お答えいたします。昨年度対比で約340万円ほどの歳入減となりますが、その分については財源補填がございまして、国から2分の1、県から4分の1、町持ち出しが4分の1となっております。また、令和2年度の会計においては、先ほど申し上げたように財政負担がございまして、町4分の1が一般会計から持ち出されて、介護関係については、不足はないということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

議長（石川良彦君） 次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 固定資産について、未相続の固定資産についてでありましてけれども、相続が、相続人の存在というのが明らかでない物件、本町においてどれくらいあるのかと、その場合、その手立て等、どういう手立てで今進んでいるのかをお聞きいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。税務課長。

税務課長（小野純一君） はい、お答えいたします。現在、未相続の関係で課税されている方の分についてに限定されてしまいますが、大体15件から16件ほど町ではございます。そちらのほうは、公示送達をいたしましてそのあと所有者が見当たらないものということで、最終的には不能欠損等の扱いで課税しているところでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 今後、こういうケース、例えば空き家等がどんどんふえてくる、そういう場合にこういうケースがどんどんふえてくるかと思えます。そんな時、その手続等大変面倒くさいというか、非常に時間がかかる、そんな時に課での対応というのが大変になってくるかと思えます。その場合のその対応、それから外部委託というかそういうのも必要になってくるのではないかとそのように考えますがいかがでございませうか。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。一部改正条例に直接係る部分での質問にさせていただきたいと思えますけれども、まず、このことについて簡単に答弁をいただきます。税務課長。

税務課長（小野純一君） お答えします。今現在、亡くなった方がいらっしゃる場合には、事前に納税管理人等を付けていただく書類等をお送りして、そういう方が出ないように、一応ことは進めております。それで、毎月、毎月しておりますのでそういうふうにいっぱい出てくることはないと考えておりますので、事務的には今いる職員で対応可能かと考えているところですが、以前からある分につきましては、今度の条例改正には該当しませんので、そこはちょっと考えていかなければいけないとこ

ろだとは考えています。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） この間の全協際にもらった資料によりますと、固定資産税関係なんですけど、使用者を所有者と見なす制度の拡大というような話しで載っています。これに関しては、固定資産税ですから、宅地あるいはまた農地、その辺も関係してくると思うんですが、この使用者というのはどの辺まで範囲で、使用者と認めるものなのか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 税務課長。

税務課長（小野純一君） お答えします。実際、法のほうの整備が、実際に使っている方を所有者と見なすというふうな規定がされておりますが、実際問題はなかなか難しい問題なのかなというふうに思っておりますので、可能な限り相続人等を探してそういう方が出ないような対応のほうを進めていきたいと考えています。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

議長（石川良彦君） 次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の改正によりまして、国保税はいくらぐらい増額になるのか、増額、減額、その辺の財政状況がどうなるのかと、3月末の基金残高がどのくらいになっているのか、2点についてお聞きしたいと

思います。

議長（石川良彦君） 税務課長。

税務課長（小野純一君） お答えします。今回の改正によりまして、約1,500万円ほど増額になる見込みを立てております。減額のほうにつきましては前年度と同様の金額程度、人数のほうも減になる見込みでみております。すみません。基金のほうの残高についてちょっと私では分かりかねますので申し訳ありません。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。基金のほうの残高になりますが、令和2年度、当初の残高といたしまして2億7,000万円ほどになっております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 国からの指導ということもあるんですが、2億7,000万円の基金をかかえながら、一方で1,500万円の負担を強いるという改正の内容になるという、私理解するんですがちょっとその辺についてどのように、金を持ちながらも、より負担を求めるというちょっと一般的には考えられない内容になってくるのではないかと思うのですがその辺についての見解を求めたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。基金につきましては、令和2年度から令和6年度まで、一年間に約4,000万円、5年程度でちょうど2億円がなくなるという形の計算になります。そうすると、令和7年度の当初につきましては約7,000万円の基金の残りを計画しております。大郷町につきましては、被保数がかなり少ないということもありますので、その中で脳や心臓などそういう大きな医療費とかがかかった場合に、どうしても率が跳ね上がる可能性があるのでこのような基金を保有するというような考えをもっております。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 当初予算においては、バランスのとれた予算ということで、引き継ぎされておるわけなんです、今回そういう中で1,500万円の増額となれば、どうもその点については、国からの一方的な指導、あるいは県単位化の中での町の主体性の持てないそういう計画の練り方になるのではないかという強い懸念を感じるわけなんです、そのことについてもう一度答弁を求めたいと思います。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） まずですね。医療費の高額化に伴いまして、令和2年度の歳出の方が約1億弱ほど増額になる見込みを持っております。そのところから、県の標準税率を計算いたしますと4,700万円ほどの増額になるんですが、先ほど御説明しましたとおり基金のほうから3,500万円を繰り入れまして、1,200万円を税のほうでの増額分というふうにしたものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

議長（石川良彦君） 次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

議長（石川良彦君） 次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の、令和元年台風19号の被災者に対する減免ということでございますが、9月まで延ばしてもらうのは良いんですが、果たして9月で見通しが立つのかと、私なりに考えた場合に、10月の発生ですから、10月で1年、それでもなかなか町の復興計画も定かでない中で、9月の見通しというのは極めて、減免が9月までという期日はあまりにも短すぎるのではないかと思うんですが、当面9月にしても、今後この延長ということも町として考えておるのかどうか、どのように将来についての復興、この減免について考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 大変御心配をおかけしてございますが、おかげさまで国交省の計画も大体示され、それをベースにした中粕川地区の復興計画もある程度の計画は、町としての考え方は示すことが出来てございます。多分、調査委員会のほうに担当のほうがお示しをする内容等が出来上がってございますので、その場で良く検討していただいて、本来ならば、コロナが発生しなければもう少し早く地元との調整が出来ていたはずであります。御承知のとおりでございますので、9月までには方向性は固めてまいりたいという考えはございますが、果たして議員の求める内容になるか担保できませんが、地元と町との会議を開く準備は出ておりますので出来るだけ近づけてまいりたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私は9月までには無理ではないかと、改めて町長として延ばす考えがもしあればその方向性を示してほしいということでの質問だったのですが、先日、私たちがもらったこのアンケートの第2次調査の結果見てみると、町の再建、復興計画がどうであるかそれによって自分たちの今後の考え方が、固めていくというような方向がある訳ですが、今町長の答弁を聞いていますと、9月までには何とかその方向を決めて進めていきたいということでございますので、そうすると、9月以

降に腰を上げる方もかなり多いと思うんですね、そうした場合に9月で果たして減免が良いのかと、もう少し…、その時になって考えることになるかも知れませんが、町長としてはもう少し延ばしてほしい町民の、被災者の思いをどのようにくみ取るかその辺についてもう一度お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） その時々に対応してまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第8 議案第39号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第8 議案第39号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第39号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。補正予算書2ページをお開き願います。

議案第39号

令和2年度大郷町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度大郷町の一般会計補正予算（第7号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億5,129万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億7,129万円

とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算ですが、国の新型コロナウイルス対策感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金並びに子育て世帯臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請や協力依頼により4月25日から5月6日まで、施設の利用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただいた中小事業者への協力金、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策用品購入に係る予算について計上したものです。歳入では、特別定額給付金並びに子育て世帯臨時特別給付金事業に係る国庫補助金、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金に係る県補助金についての予算を計上してございます。また、財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。まず歳入です。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金8億2,097万6,000円の増額補正でございます。特別定額給付金並びに子育て世帯臨時特別給付金事業等に係る国庫補助金でございます。第16款県支出金、第2項県補助金1,400万円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に係る県補助金でございます。第19款繰入金、第1項基金繰入金1,631万4,000円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症対策事業等に係る財源としての財政調整基金繰入金の調整でございます。歳入補正額合計8億5,129万円でございます。

続きまして、4ページをごらんいただきます。歳出です。第2款総務費 第1項総務管理費8億967万1,000円の増額補正です。特別定額給付金に係る事業費並びに事務費、避難所、役場庁舎並びに職員用の新型コロナウイルス感染症対策用品購入でございます。第3款民生費、第2項児童福祉費1,345万円の増額補正です。子育て世帯臨時特別給付金に係る事業費並びに事務費、こども園用等の新型コロナウイルス感染症対策用品購入でございます。第6款商工費、第1項商工費2,100万円の増額補正です。県の要請や協力依頼により4月25日から5月6日まで、施設の利用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただいた中小事業者へ

の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金でございます。第9款教育費、第2項小学校費696万1,000円の増額補正です。新型コロナウイルス感染拡大防止のためのスクールバス臨時増便、並びに大郷小学校用の新型コロナウイルス感染症対策用品購入でございます。第9款教育費、第3項中学校費20万8,000円の増額補正です。大郷中学校用の新型コロナウイルス感染症対策用品購入でございます。歳出補正額合計8億5,129万円でございます。以上、補正前の予算額48億2,000万円に歳入歳出とも8億5,129万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ56億7,129万円とするものでございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容でございます。以上で議案第39号につきまして、提案理由の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議のうえ御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 歳出ですね。8ページの特別定額給付金の件に関して、大雑把な計画で良いんですが、大体のスケジュールを示してほしいなと思います。ここにシステム開発の費用も載っているんですけども、今、ソフトウェアのベンダーも自宅待機とか何とかで、そういう開発に対してのスケジュールなんていうのは全く心配する必要がないのかどうかその辺もどうなっているのかについても教えていただきたい。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。定額給付金の申請書類の発送につきましては、本日、議会のほうで予算をお認めいただいたのち、午後から郵便局のほうに発送する予定で、あすには全世帯に郵便局のほうで配達…、本来は3日かかるということだったんですけども、何とかあした1日で配達できる見込みだというところまで、郵便局のほうと話し合いというか、調整のほうで済んでおります。それで、連休が明けまして5月7日から大郷町では申請書の受付開始というふうに考えてございまして、支給開始につきましては、受付開始から2週間程度を見込んでおりまして、それ以降、順に申請があった都度どんどん処理いたしまして、それで随時振り込みのほうをしていきたいというふうに思っております。国の定めている3カ月以内が申請期限というふうなことにつきましては、大郷町につきましては、5月7日受付開始ですので、8月6日申請期限というふうなことの簡単なスケジュールにつきましては、本

日発送いたします申請書類の中にも同封をしているところでございます。あと、それに伴うシステム改修につきましては、連休明けには完成されたものが届いて、そこら辺の事務には支障がないようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 8ページの総務費、一般管理費の一般財源100万円ということで、消耗品が計上されておりますが、先ほど職員用という話だったんですが、コロナという性格上、一般財源ではなくもっとほかから、国・県からの財源に移動するような内容に出来ないものなのかその辺について今後の見通しをお聞きしておきます。それから、同じ2款の8目の中で需用費が計上されておりますが、この中で、先日の全協では、災害時に開設する避難所についてということだったんですが、今回予定しているこの消耗品は災害、仮設住宅にお住まいの方々を対象にしたものと考えて良いのか、それとも今後万が一発生する場合の災害に対応するための消耗品の購入なのかその辺についてお聞きしたいと思います。それからですね、諸費の18節の8億円について、先日全協でも話しをしましたが、まあ、何とか一日でも早く届けるということで、町ではきょうにでもその申請書が届くように頑張るといようなことですが、その頑張りとおわせまして町民がそれだけ早く望んでいるというような声の中で、町としても速やかに対応するためには、何らかの財源を融通する中で、立て替えてその8億円の、8億円に満たなくてもある程度の財源を蓄えて、工面して対応するという独自の政策をとる考えはないのかどうか、その辺について町長の所見を伺いたいと思います。また、あわせて子育て世帯の臨時特別給付金についても一緒に申請するようことは出来ないものなのかどうか、これは敢えて子育て支援については何ら申請をしなくても既に登録されているということで、機械的にこれを出すということになれば敢えて申請書もいらなわけなんですけど、もし申請書が必要ということになればあわせて対応するのはいかがなものかと考える訳ですがお聞きしたいと思います。それから、9ページの負担金、補助金及び交付金について、今お話ししましたいわゆる臨時特別給付金ですね。これ一緒に対応出来ないかということでございます。それから、商工費の関係で4月25日から5月6日までということでの協力者に対する協力支援という話してございましたが、もう既に、国では1カ月延ばすとかあるいは9月云々というような話しも出ている中で、果たして5月6日までの考えで良いのか、もしこれが延長された場合にこ

の金額的なものとして何らかの追加するような考えを持っているのかどうかその辺についてどのような情報を得られているのかお聞きしたいと思います。それから、教育費についてですか、これも5月7日までということで…、7日から開校するというような話しでございますが、既に5月10日まで学校は休みと、11日からだということで何かお聞きしておりますが、それも何ら、きのうまでの段階では保護者には連絡が入っていないという状況が聞かれておりますが、もしこれが、今後、11日からの開校あるいは、もしかしたら6月いっぱい、5月いっぱい休校というようなことにもなりかねないのではないかと思うんですが、その辺の見通しも含めて、今回のこの補正予算の組み方について、もし、7日、8日が開校にならない場合にどういう変化がでてくるのかお聞きしたいと思います。なお、子供たちは学校で本来過ごす時間が約2カ月間ほど自宅待機ということで、町独自の、教育長独自の考え方として、教育の遅れについてもあわせてどのように考えておられるのか、ただただ、国の指示を待つだけではなく、大郷町独自の、よく田中町長が大郷独自の姿勢を貫いている一人でございますが、教育段階におきましても、町独自の思い切った対応というものも何らかの方策を示す必要があるかと、まあ、大郷はいまのところ感染者が一人もいないということで、そういう点では富谷などと違って、かなりそういう点では健全な状況もありますので、独自の政策を組むということもいかなものかと思うわけですが、その辺にあわせてお聞きしたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。まず、歳出の一般管理費の需用費の100万円で職員用の防護服購入にかかる一般財源100万円というふうなことについての、国からの財源等の支援等につきましては後ほど財政課長から答弁いたします。さらに、諸費の消耗品費で避難所開設のためのマスク、消毒液等の購入につきましては、あくまでも災害時の避難所を設置した…、避難所で避難されている方々への使用というふうなことを考えてございまして、今仮設住宅に入っている方々を想定しているものではございません。それと、町長にということでもありましたが、最初に、冒頭で申し上げますけれども、まず、最短で、事務的なこともありまして、5月7日受付を開始いたしましてから、金融機関ともいろいろ調整をしておりましたけれども、最短で2週間ぐらいの、振り込む日までの猶予のほうをいただきたいということで、今、事務方でそうい

ったスケジュールで調整はしてございます。それで、その振り込まれる前に国費 8 億円のほうを、一日でも早く町の指定の口座のほうに振り込んでいただくように、補助金の請求のほうも急いで進めているところでございまして、支給のほうには滞りなく、間違いなく国費が歳入として入るといったところを見込んでございます。私からは以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。新型コロナウイルス関係の緊急経済対策云々につきまして、昨日、国におきまして、国会で補正予算が承認されたわけでございます。その中に、地方創生臨時交付金というのも入ってございましたが、その詳細につきましては、まだ、町のほうには下りてきてございません。今後、国からどの分が該当するかというところが、詳細に渡って入ってくるわけでございまして、これらにつきましても該当するものがございましたら、今後の補正予算時に予算の組み替えをして対応していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉議員。先ほど町長からという質問の中であったんですが、総務課長で充分ですよ。（「はい」の声あり）次に答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。まず、制度と対象者が異なることから児童手当を今回のものとあわせての交付は不可能というふうに考えております。それで、交付に係る申請でございしますが、6月に支給します児童手当とあわせて支給しますので、申請のほうは不要でございします。ただし、公務員に限りまして申請が必要となってくるものでございします。本来、児童手当については所属する官庁のほうで支出しておりますが、今回につきましては居住する市町村のほうで支出しますので、公務員に限っての申請が必要ということでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。新型コロナウイルス感染拡大防止協力金についてでございますが、こちらにつきましては特別措置法、こちらによります休業要請の期間ということで、4月25日から5月6日までということでの制度設計になってございます。こちらの、今後ですね、特別措置法の休業要請が更に延長されることがあればということになってございますが、現段階のところでは5月6日までということになってございますので、御了承のほういただければと思います。また、特別措置法による休業要請の延長、それから金額的などところについ

ての情報ということでございましたが、こちらにつきましては現段階では、情報としてはいただいているものはございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） まず、5月10日までの臨時休業の延長ということで大変通知が遅れまして申し訳なく思っているところでございますけれども、県教委からは4月29日にこの要請が入りました。それを受けて、きのう校長会を開きまして、きょう中に関係者、保護者等に文書の発出ができるように準備を整えているところでございます。それから今後の見通しでございますけれども、本日中に、おそらく、県教委から通知が入るものだというふうに思っております。それを受けて今後の検討をしてみたいと思っておりますが、5月11日から学校を再開する場合と、それから6月1日から学校を再開する場合と、この二つが考えられるかなというふうに思っているところでございます。この通知を見て判断してみたいというふうに思っております。それから、御心配いただいております休業中であっても子供たちの学力というところでございますけれども、仮に5月11日から臨時休業が延長になっても、小中学校ともに登校日を設けましてその間で子供たちの家庭学習の様子や子供たちの心、そういった寄り添った先生方のケアをしながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

12番（千葉勇治君） 今、教育長から話しがあったんですがね、子供たち、まあ私も見ているのですが、子供たち、たかが1週間に1回でも、月に2回でも学校に行くというこの嬉しさ、これね、本当にいろいろコロナで大変な状況は分かるんですが、そういうことにも答えながら、時間差でも良いですし、あらゆる面で子供たちが友達と顔を合わせて、自分たちの今置かれている境遇の意思統一をするという、それだけでも集団生活で慣れてきている子供たちの力強いエールだと思うんですね。そういう点でぜひ、今教育長が言われたように、たとえ延びても、6月1日になろうともそういう一週間に一回、二回の顔合わせをさせるんだというその意気込みをぜひやってほしいと思っております。確かに5月6日までの今回の予算ということで、予算書が配布されたのはきのうでございますが、既にそのための準備が着々と進めて本日ということで、なかなかその後国なり、県の姿勢がからから変わってきて、この頃変わってきて、対応するのが大変だと思うんですが、ただ、このコロナの関係についてはなかなか終息が見えないということで、まだまだいろんな皆さん方に

御迷惑がかかる状況があらうと思うんですが、しかし、一方では多くの自治体の中でも、例えば富谷市は5月20日からどうであろうがやろうというそういう方向がはっきり示すなり、学校関係には、あるいは、諸外国を含めても、いつまでも自粛だけではだめなのかというようなことも出ている中で、町としても何らかの方策を示しておかないといつまでもこのような状況が続く中で、果たして人々の元気がどこらまで保てるのか不安を感じるのは私だけではないと思うんです。そういう点で、先日町長は防災無線を使って町民に激励をとばした経過があるわけですが、たまたまそういうことについて、町長の自らの声で、やはり、町民に声をかけるということも今後ともぜひお願いしたいと思うんですが、そういうことを含めまして、私、仮設住宅の方々、それでなくても大変な中で今回コロナのこの感染について、町としてもマスクだけではなく、何らかの対応策が執られていると思うんですが、具体的にこれまでどういう対策を講じてもらっていたのか、仮設住宅だけでなく、特に中粕川あるいは土手崎・三十丁の、あの決壊されて被災を被った方々が地元で頑張っている方、そういう方々に対する、私なりに特別の手配があっても良いんじゃないかと思うんですが、その辺についてのコロナ対策をどのようにやられているのか、その辺についてもあわせてお聞きしたいと思います。ぜひ、一日も早い交付金が皆さん方に行き渡るように、総務課長も、先ほど2週間ぐらいでは何とか行きわたるようにするという話しでございましたが、町長、その辺も裏といいますか、町長の一言が物事を進めるにうえにあたって、かなり、元気を与える言葉になると思うんでぜひその姿勢を町民にうまく伝えてほしいと思うんですが町長の見解を求めたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 5月7日からの受け付けを開始するわけではありますが、ある程度件数がまとまり次第、金融機関に支払するよう指示をしたいというふうに思っております。けさの御挨拶にも申し上げましたが、コロナ対策本部といたしましても町民に、決められたルールで自ら自粛を促すように努力してまいります。

議長（石川良彦君） これでよろしいですか。教育長はもう一回。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 千葉議員のお話しのとおり、町独自でというふうなこともございましたけれども、先ほどお話し申し上げましたが、仮に、臨時休業が延びたとしても、登校日をきちんと設けて対処してまいりたいというふうに考えております。これは小中学校の校長もそのように進め

ていきたいというふうなことでございます。きのうも確認をとっておりますので、そういった形で当座進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番和賀直義議員

9番（和賀直義君） 9ページの商工費の感染拡大防止協力金、2,100万円が計上されていますが、この前の説明では70世帯を予定していますよということでございました。それで、70社かな、きょうから10日まで道の駅が閉鎖で休むことになっていきますけれども、それに入っている業者とか、農家の人たちも影響を受けると思うんですけれども、その辺は、これに該当はしないのか、また、可能性はあるのかそれについて教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。今回の感染拡大防止協力金についてでございますが、事業者ということになります。それぞれの事業者において対象になるかどうかということで判断されるということになりますので、道の駅についてはどうか、それに納品している業者についてどうかということでそれぞれに判断されることになるかと思えます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 今の、なかなか分かりづらい説明なんだけれども、道の駅に入っている業者もそれに検討されることになるんですか。という質問です。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 道の駅に入っている中小企業、それから事業者そちらに対しては対象と言いますか、まずはその中小企業、事業者ということで対象になるかと思えます。その中でも県のほうで示しています施設の関係ということが対象になりますので、そちらの事業者に対してそういった対象になる施設があるかどうかということになるかと思えますので、それぞれの事業者がそれぞれ対象になるかどうか判断しながら、30万円の対象になるかどうか最終的に決定されるものと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） コロナ対策で仮設住宅なりあるいは被災された方々への支援がどのようになっているかという答弁がなかったので、そのことについてあわせてお聞きしたい。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） コロナウイルス対策に特化しての、被災者支援とかあるいは仮設住宅入居者の支援といったことは特別には行ってごさいません。全町民に対してマスクを配布したり、そういったことはしてごさいますけれども、ただ、先日、仏壇の「おのりん」という涌谷のほうの会社のほうからも、実は仮設住宅の皆様へということで、マスク 10枚ずつとプランター50箱ほど寄贈いただいたばかりなんですけれども、そういったところで、やはり、被災者への寄り添いということは大切だなというふうなことを再認識したりもしてごさいます。そういったところで、そういった気持ちを忘れずに仕事をしてまいりたいというふうには思っているところでごさいます。

議長（石川良彦君） 千葉議員に申し上げます。質問は簡潔明瞭に願います。討論と質問は違いますので。はい。千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回のコロナ対策について、やはり、仮設住宅や被災者に対する何らかの方法でもう少し町としての対応をするべきだと思うんですよ。仮設住宅を作ったからいいと、あるいはもう既にいろんな融資しているからいい、金を出しているからいいじゃなく、やはり、今回、全然、予想外のものが出ているわけですから、そういう点で弱者に寄り添うという立場の町の姿勢を今回貫く必要があると思います。いかがですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） 連休明けにも対策本部会議を招集する予定にしてごさいますので、そういった議員の御意見につきましては、本部会議の中でも協議してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。10番高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 9ページの商工費の件なんですけど、先ほど9番議員からの質問がありましたけどそれに関連してなんですけど、道の駅で産直友の会ですか、この人たちに対して、何らかの金銭的処置あるいはパートタイマー、ここで勤務している方、この人たちにも、やはり、金銭的な措置が必要かなと考えます。このコロナウイルスは人体の破壊あるいは生活環境の破壊を伴うものであります。やはりここは、1日から10日まで休館、道の駅を休館するということであり、これは大変いいことだなと評価します。ただ、そこに働く人たち、やはりここで、道の駅に勤務して、あるいは産直で品物を納入して良かったとそういう施設にさせていただきたいと思うんですが、前にも、全員協議会の中で質問をしましたが、

改めてどのように検討されるのか、あるいは検討されたのか伺います。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員に申し上げます。過般の全員協議会で申し合わせしたとおり、会議の内容について、コロナ感染対策ということで、その内容に沿って質問をいただければ。例えば今の質問については9番和賀直義議員に答弁した内容と恐らく変わらないと思いますけれども、簡単に一回だけ答弁をいただきますから。関連質問は避けてくださいということで打合せしたということをお了解いただいて答弁をもらいますけれども、今後気を付けてください。はい。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。先日の全員協議会で同様の質問をいただきまして、その後でございますが、道の駅の社長と協議のほうをさせていただいているところです。実情も踏まえながら、今後どういった支援ができるかということで検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 今回の給付される10万円の課税対象としてなるのかどうか、それと、2,000件以上の家の方々に渡る訳でありますので、相当の数であります。その中で電話の対応等で、役場等に相談等があるかと思いますが、そのオンラインなどによる相談体制というものも考えられるかと思いますが、その辺はどのように考えているのでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） 郵送による申請が基本だというふうなことでございますので、電話対応は多くなるものと思っておりますので、今の総務課の内部で詰めているところでございます。先に、10万円については課税対象にならないというふうに認識してございます。あと、オンライン、電子申請につきましては、大郷町につきましては、あすから総務省のホームページで申請が可能なように、今まさに電算系のほうでやっている最中ではございます。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第39号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第1号）

を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和2年第3回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変、御苦労さまでした。

午前 11時54分 閉会

---

---

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員